

令和元年度第2回東郷町国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時
令和元年7月24日(水)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
東郷町役場3階 政策審議会室
- 3 出席委員
被保険者代表・・・・・・・・・・3名（石川儀金、磯村義邦、近藤公夫）
保険医又は薬剤師代表・・・・3名（松浦誠司、桃沢 泰、柘植まち子）
公益代表・・・・・・・・・・・・・3名（杉原辰幸、近藤正弘）
欠席者・・・・・・・・・・・・・・1名（松野一彦）
- 4 会議事件のため出席する者
福祉部長、保険医療課長、同課課長補佐、国保年金係長、特定健診係
- 5 職務のため出席する者
町長
- 6 傍聴者
1名
- 7 議事録署名委員
石川儀金、磯村義邦
- 8 会議内容
 - (1) あいさつ
 - (2) 議題
平成30年度東郷町国民健康保険特別会計決算について
 - (3) その他

令和元年度第2回東郷町国民健康保険運営協議会

事務局	定刻になりましたので、会議を開催します。 本日、公益代表の松野委員から欠席の連絡をいただいております。 現在の出席委員の数は8名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第6条に規定する定足数に達しております。 それでは、ただ今から令和元年度第2回東郷町国民健康保険運営協議会を開催します。 本日は、大変ご多用のところ、委員の皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。 会議の開催にあたりまして、杉原会長からご挨拶をお願いします。
会 長	皆様、こんにちは。本日は、大変暑い中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、「平成30年度東郷町国民健康保険特別会計の決算について」町長から、諮問されております。 前回の運営協議会で、国民健康保険の概要の中で「決算見込み」の説明がありましたが、その確定額が出てまいりました。 国民健康保険の決算には、様々な科目や用語が出てまいりますので、決算用語集も合わせてご覧いただきながら慎重なご審議をよろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、町長よりご挨拶を申し上げます。
町 長	[あいさつ]
事務局	ありがとうございました。 ここで、町長は他の公務がございますので、退席させていただきます。
(町長)	(町長退席)
事務局	本日の会議でございますが、「東郷町附属機関等の設置等に関する要綱」に基づき、会議を公開としております。 会議の傍聴者は1名です。 傍聴者の方につきましては、「傍聴に関する要領」に基づき傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。 それでは、議事進行につきましては、杉原会長よりしくをお願いします。
会 長	まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

	石川儀金委員と磯村義邦委員にお願いします。 では、会議次第に沿って進めさせていただきます。議題「平成３０年度東郷町国民健康保険特別会計決算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料１】
会 長	ただいま、事務局から議題につきまして説明がありました。 この議題につきまして、ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委 員	１ページの歳入歳出決算についてですが、平成３０年度は黒字ということですか。
事務局	決算剰余金として７９，１７５千円出ておりますけれども、決算書Ｐ２２６、Ｐ２２７をご覧ください。歳入の６款繰入金がございます。他会計繰入金は一般会計から繰り入れた法定繰入金と法定外繰入金を合計したものになります。基金繰入金は、前年度決算剰余金などを積み立ててきているものになります。この二つを合わせまして収入済額４億３，６００万円程度繰入金がございます。このような繰入金がある以上、決算剰余金が出ているからと言って単純に黒字というわけではございません。
委 員	実際の赤字黒字の判断はどこを見れば分かりますか。
事務局	決算書Ｐ２３６、Ｐ２３７をご覧ください。右側備考欄その他一般会計繰入金８，１０３万７千円がございます。これがいわゆる法定外繰入金になります。そのほか財政調整基金繰入金１億７，２３４万３千円との合計額と先ほどの歳入歳出差引額７，９１７万４，３１９円との差額が赤字額であり１億７，４２０万円程度となります。このような繰入金がない場合、赤字額が発生することになります。
委 員	国民健康保険税は所得割、均等割、平等割とありますが、協会けんぽは所得割だけである。これは、国民健康保険税は所得割だけでは運営していくことができないからですか。
事務局	根拠としては、法律の規定に基づくものであるが、おそらくその仕組みができているのは、被用者保険に加入している方と国民健康保険に加入している方とでは所得に大きな差がございます。国民健康保険で協会けんぽと同様に所得割の金額のみにしようとしてもかなり高い税率を課税しなければならなくなります。

	課税は2、3、4方式選択制でそれぞれ自治体によって異なりますが、2方式で課税しているところは県下でも若干残っておりますが、ほとんどが3方式もしくは4方式を採用しております。 本町では資産割を廃止し4方式から3方式へと変更した経緯がございますがさらに減らしたとしても必要とする金額は変わらないのでそれぞれの税率、単価は上がります。
委 員	一般会計からの繰入金がありません。財政調整基金からの繰り入れが大きいと感じます。健全な運営を行っていくためには基金の必要性を感じるころですが、現在の財政調整基金の状況を教えてもらえますか。
事務局	今まで必要とする医療費は急激な変動など考慮しながら市町村で予算を組んでおりました。不足する時などに備え、基金を積み立てておりましたが、広域化に伴い、県からの交付金を財源に保険給付を行うことができ、このような心配はなくなりました。 そのため、将来的に基金の必要性は無くなったのではないのかなと感じているところです。
委 員	P4の保健事業費で平成30年度が2,883万1千円から歳出の保険事業費が400万ほど減っているが、内容など説明をお願いします。また、健診の受診率はどのようになっていますか。
事務局	決算書P249をご覧ください。特定健康診査等事業費の支出済額2,609万4,165円に対し平成29年度決算額は3,040万円程であり大きく減額しております。主な原因は、委託料の減少です。 受診率につきましては、特定健診は平成29年度42.91%に対し平成30年度は44.71%であり受診率は上がっております。
委 員	資料P3の(3) 収納状況の不納欠損額16,022,668円とありますが、どのように考えていますか。少しでも減らし、保険税へ還元してもらいたいと思います。
事務局	昨年度の不納欠損額は870万円程であり、昨年度より増えております。ただ、年度により増減があり、これは3年前5年前の滞納整理の取組に関わってきます。どの時点で納付資力や財産の有無の

	判断を行っているかにより何年か後に不納欠損額として現れてきます。5年間何もせず時効を迎えることはほとんどなく、収納課と連携し滞納処分や滞納者と折衝をしながら執行停止などを行っております。 不納欠損額が大きくなった要因としましては、その年ごとに状況は違いますが、一人当たり滞納額の大きい滞納者がいると、その年の不納欠損額は大きくなってしまいます。
委 員	不納欠損の判断はだれが行うのですか。
事務局	最終的には町長になりますが、国保税の滞納繰越分の執行停止などを行っている部署としては収納課となります。 また、不納欠損額が大きいからといって保険税に影響するものではありません。
委 員	前回もお聞きしましたが、厚労省の資料ですと愛知県は滞納率12.7%、全国的には15.3%となっており、生活が苦しくて払えないといったことが想定されますが、東郷町はどのような実態になっていますか。
事務局	昨年6月に修正があり、全国的には14.5%に変更されております。東郷町の滞納率は今年の5月末現在で12.1%、580世帯でございます。 世帯状況としては、単純に所得が低いからとは言い切れず、高所得者や世帯内の被保険者数が増えればその分保険税は高額になってきます。 例えば500万円を超える所得の世帯であっても4世帯滞納しており、所得33万円に満たない世帯で118世帯滞納している状況でございます。
委 員	このような状況で被保険者の負担も限界ではないかとも感じる。全国県知事会で国保財政について国へ1兆円規模の公費を投入するよう市町村によっては国へ請願書として提出しているところもあります。
委 員	給付を受ける被保険者としては、制度を守っていくためにも応分の努力はしたうえで、どうにもならなくなれば国の公費投入という考えも理解できます。

	それまでは、納税の義務は果たしていきたいという意見は持っています。
事務局	これからは保健事業に力を入れて早期発見、早期治療を目指し高額な医療が必要になる前に対処することに取り組んでいるところでございますのでご理解いただきたいと思います。
委 員	国保の滞納者には、住民税など他の町税も滞納になっている人が多いと思われる。滞納者の生活設計も含め、指導していくという努力過程を見させるようにしていただければ我々も理解できると思う。よろしくお願いします。
会 長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、議題「平成30年度東郷町国民健康保険特別会計決算について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。
(委 員)	(挙手)
会 長	挙手全員でございますので、「平成30年度東郷町国民健康保険特別会計決算について」は、承認することと決しました。 今回の町長の諮問に対しては、「原案のとおり承認する」こととして答申いたします。 本日の議題は、以上でございます。 それでは、進行を事務局に返します。
事務局	杉原会長、議事のお取り回しありがとうございました。 以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方は、ご退室をお願いします。 また、会議資料につきましては、事務局にお返してください。 会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。
	(傍聴者退室)
事務局	次回の運営協議会についてお知らせします。 第3回の開催予定ですが、12月下旬ごろに開催したいと考えております。 また、時期が早まる場合は、早目のご案内をさせていただきます。 以上をもちまして、令和元年度第2回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

	委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございます 이었습니다。
--	---

議事録署名

署名

署名